

収 支 報 告 書

令和5年5月19日

堺市議会議長 様

議員氏名

池田 克史



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	285,000	@285000円 × 1ヶ月 = 285,000 円
2 その他	157,784	自己資金
収 入 合 計	442,784	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	4,200	4,200	
広 報 ・ 広 聴 費	276,303	118,519	
人 件 費	123,000	123,000	
事 務 ・ 事 務 所 費	39,281	39,281	
支 出 合 計	442,784	285,000	

様式第14条（第7条関係）

令和5年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 池田 克史

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
(人件費) 事務員の雇用	4/1～4/30	堺市に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
(事務・事務所費) 事務所の賃借	4/1～4/30	堺市に関する調査研究や住民相談等のため、議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費及び議員が行う活動に必要な事務所の設置又は管理に要する経費。
(資料購入費) 議会活動に供する資料の購入	4/1～4/30	議会活動を行うため、資料の購入を行った。
(広報・広聴費) 広報紙『ikekatsu style』を配布	4/1～4/30	堺市政に関する広報、広聴等により市政に反映させるため、広報紙『ikekatsu style』を堺市北区域を対象に配布した。配布方法は郵送を用いた。 冬号 5942 枚

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 池田克史

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5年 4月10日		285,000		285000	政務活動費4月分受入れ		
10日	4-1		9,260	275740	事務所電話代	⑨	75%
10日	4-2		4,200	271540	新聞代	⑥	100%
20日	4-3		276,303	-4763	市政通信郵送代	⑦	75%
20日	4-4		7,685	-12448	コピー代	⑨	50%
25日	4-5		76,500	-88948	人件費	⑧	75%
26日	4-6		2,769	-91717	携帯電話代	⑨	50%
27日	4-7		9,300	-101017	ラベルシール	⑨	75%
27日	4-8		2,920	-103937	廃棄物処理料	⑨	75%
28日	4-9		7,347	-111284	電気代、水道代	⑨	75%
28日	4-10		46,500	-157784	人件費	⑧	75%
月 計		285,000	442,784				
累 計		285,000	442,784	-157784			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池田 克史

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 12月 1日 ~ 令和5年 3月 31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	25 時間 / 週 (1日 5時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	102,000 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ( ) 活動		
按分	75 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) <span style="font-size: 1.2em;">19</span> 時間 (週勤務時間数) <span style="font-size: 1.2em;">25</span> 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照 <input type="checkbox"/> 備考欄のとおり	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇用内容変更書

雇用者 池田克史と被雇用者 [REDACTED] の間で令和4年4月1日付けで交わした契約書について、次のとおり変更する

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
雇用期間	令和 4年 12月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	
就業場所	堺市北区北花田町2-56-1 池田かつし議員事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 00分から 午前・午後 4時 00分まで (内、休憩時間は 12時 00分から 13時 00分まで)	
休日	土・日・祝	
給与（賃金）	月給 102,000 円	
給与支払	毎月 月末締め 25日支払い	
	現金にて支払い	

雇用内容変更書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 4 年 12 月 1 日

雇用者 池田 克史

被雇用者 [REDACTED]



## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

池田 克史

ふりがな						
被雇用者の氏名						
生年月日						
住所	〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 大阪府堺市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>					
雇用期間 (雇用開始日)	令和5年 4月 10日 ~ 令和5年 4月 30日					
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)					
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5時間 × 4日 / 週)					
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	62,000 円				
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/&gt;( )活動&lt;/td&gt; &lt;/tr&gt; &lt;tr&gt; &lt;td rowspan="/> 按分			75 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 15 時間 (週勤務時間数) 20 時間	
<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照 <input type="checkbox"/> 備考欄のとおり						
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。					
備考						




※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

# 雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	大阪府堺市	TEL
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5年 4月 10日から 令和 5年 4月 30日まで	
就業場所	堺市北区北花田町2-56-1 池田かつし議員事務所	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成	
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 00分から 午前・午後 4時 00分まで (内、休憩時間は 12時 00分から 13時 00分まで)	
休日	土・日・祝日・年末年始・夏期休暇	
給与(賃金)	月給 62000 円	
給与支払	毎月 月末締め 25日支払い	
	現金にて支払い	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 池田 克史  印</p> <p style="text-align: right;">被雇用者   印</p>		

出勤簿 (R5年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	水	10:00	16:00	5:00	:	
2日	木	10:00	16:00	5:00	:	
3日	金	10:00	16:00	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	10:00	16:00	5:00	:	
7日	火	10:00	16:00	5:00	:	
8日	水	10:00	16:00	5:00	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	10:00	16:00	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	10:00	16:00	5:00	:	
14日	火	10:00	16:00	5:00	:	
15日	水	10:00	16:00	5:00	:	
16日	木	10:00	16:00	5:00	:	
17日	金	10:00	16:00	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	10:00	16:00	5:00	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	10:00	16:00	5:00	:	
23日	木	10:00	16:00	5:00	:	
24日	金	10:00	16:00	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	10:00	16:00	5:00	:	
28日	火	10:00	16:00	5:00	:	
29日	水	10:00	16:00	5:00	:	
30日	木	:	:	:	:	
31日	金	:	:	:	:	
合計				95:00	:	
出勤日数				19	日	

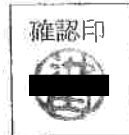




出勤簿 (R5年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	
4日	火	:	:	:	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	:	:	:	:	
7日	金	:	:	:	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	10:00	16:00	5:00	:	
11日	火	10:00	16:00	5:00	:	
12日	水	10:00	16:00	5:00	:	
13日	木	:	:	:	:	
14日	金	10:00	16:00	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	10:00	16:00	5:00	:	
18日	火	10:00	16:00	5:00	:	
19日	水	10:00	16:00	5:00	:	
20日	木	:	:	:	:	
21日	金	10:00	16:00	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	10:00	16:00	5:00	:	
25日	火	10:00	16:00	5:00	:	
26日	水	10:00	16:00	5:00	:	
27日	木	10:00	16:00	5:00	:	
28日	金	:	:	:	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
31日	:	:	:	:	:	
合計				60:00	:	
出勤日数				12	日	



# 建物賃貸借契約書

(事業用)

平成 28 年 1 月 24 日

---

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用

## 建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 株式会社 丸武道具堂 を甲とし、賃借人 池田 克史 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### I. 標記

#### (1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市北区北花田町二丁56番地1		
住居表示	堺市北区北花田町2丁56番地1		
家屋番号	56番1の3	建物種類	店舗・倉庫・事務所
建物名称	丸武北花田町ビル	住戸番号	3階3号室
構造	鉄骨造 陸屋根葺 3階建（目的物の所在階数 3階）		
	（ <input type="checkbox"/> 共同建 <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他 ）		
床面積	約38㎡		
施工仕様	内外装仕様現状渡し、内装仕上げ借主負担		
付属設備			
付属施設			
付記事項			

- \*記入例→
- 施工仕様……… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
  - 付属設備……… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
  - 付属施設……… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

#### (2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始 期	および	引渡し日
		西暦2016年2月1日より
終 期		西暦2018年1月31日まで
		2年間とする

## (3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 金 70,000 円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 永和信用金庫 北花田支店 預金 区当座 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 株式会社 丸武道具堂 フリガナ カ) マルタケドウグドウ
共益費	月額 一円		

## (4) 保証金

保証金	金 [REDACTED] 円	解約時控除金	金 [REDACTED] 円
-----	----------------	--------	----------------

## (5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	〒591-8007 堺市北区奥本町1丁4番地4	
	氏名	株式会社 丸武道具堂	
管理人	住所	〒591-8002 堺市北区北花田町2丁28番地	
	氏名	有限会社 エイショウハウス	

## (6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員等）
(本人)			
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等 記入 合計( )人			

## (7) 連帯保証人

連帯保証人	住所		
	氏名	年齢	
	職業	借主との関係	

## II. 契約条項

### (目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

### (賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

### (賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日限り、翌月分の賃料および共益費として甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
- ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

### (保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

### (本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
- ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
- (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
- (3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は、乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第 3 条の賃料等の支払義務
  - (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- (1)第 1 条の使用目的遵守義務
  - (2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
  - (3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
  - (4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務
  - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。  
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 3 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 3 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。

5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 8 %相当額を負担するものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。



(特約条項)

第23条 下記条項のとおりとする。

一、乙は賃貸借契約期間中は火災保険に加入する義務を負う。

一、消費税法が改正された場合は新税率を適用するものとする。

一、平成28年1月31日迄はフリーレントとし、賃料の発生は2月1日からとする。

一、店頭看板の構造・規模については別途協議とし、施工費は乙の負担とする。

一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。

一、本物件は現状有姿の状態賃貸借を開始するものとする。

以上

### Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

#### (反社会的勢力の排除)

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

#### (禁止または制限される行為)

第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

#### (契約の解除)

第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
  - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以 上

お客様各位

### 『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
  - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
  - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

### 記

#### 〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 28 年 1 月 24 日

甲（賃貸人）

住所 堺市北区奥本町1丁41番地4

氏名 株式会社 丸武道具堂

(TEL 072-251-4066 )



乙（借借人）

住所 堺市

氏名 池田 克史

(TEL

印

連帯保証人

住所 大阪府 松原市

氏名

(TEL



この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事(7)34135号

事務所所在地 大阪府堺市北区北花田町2丁28番地

商号(名称) 有限会社 エイショウハウス

代表者氏名 代表取締役 浅香 隆博

宅地建物取引士 登録番号 大阪府知事 第 [redacted] 号

氏名 [redacted]

印

媒介業者

# 駐車場賃貸借契約書

丸武北花田ビル駐車場 NO. ■

池田 克史様

平成28年2月1日～

# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地 堺市北区北花田町2丁56-1

名称（丸武北花田ビル駐車場）第            号

車種及びプレートナンバー

賃料 1ヶ月 金10,000円也（消費税別途）

礼金 金            円也

上記につき貸主を甲・借主を乙として、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は平成28年 2月 1日より平成30年 1月31日迄の2年とする。但し期間満了の場合、甲乙合意の上契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料は毎月末日までに翌月分を甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。万一、1ヶ月でも滞納した場合は甲は催告を要せず本契約を解除することができ、乙は即時に駐車場区画を明け渡さなければならない。
- 第3条 公租公課の増税、物価の変動又は近隣相場等に応じて賃料増額理由が生じた時は契約期間中においても甲乙合意の上賃料の改定ができるものとする。
- 第4条 車は契約の区画以外に駐車しないこと。通路は常時十分に空け、他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は甲に無断で契約車両以外を置いてはならない。
- 第6条 乙が甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに契約を解約することができる。
- 第7条 駐車場は清潔に使用し、消防法その他法令等により危険物として指定された物件の持ち込をしたり、定位の境界を侵したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第8条 甲の責任に基づかない現場においての天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第9条 乙及びその代理人・使用人・使用者・同乗者その他関係者等の責に帰すべき事由により駐車場及びその施設・駐車場内の他車に損害を与えたときは、乙は速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、甲3ヶ月乙3ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡すこと。

特約条項

- 一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。
- 一、車庫証明の交付を受けた借主は、移転先駐車場の車庫証明書の写しや廃車証明書などを解約後遅滞なく提出すること。提出が遅滞した場合は契約が継続中とみなし、引き続き賃料を支払う義務があることを借主は承諾する。
- 一、賃料振り込みにかかる手数料は乙の負担とする。
- 一、本件駐車場において、乙を含め満車になったときは、乙は甲及び管理人が行う清掃時や維持管理を行う業者が[ ]番枠を一時使用することに協力することを約束する。

(振込先) 永和信用金庫 北花田支店 当座 [ ] 株式会社 丸武道具堂  
カ) マルタケドウグドウ

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙互いに署名捺印の上各自1通を所持する。

平成28年1月 2 / 日

貸主 住所 堺市北区奥本町1丁41-4  
(甲) 氏名 株式会社 丸武道具堂



借主 住所 堺市 [ ]  
(乙) 氏名 池田 克史 [ ]  
TEL [ ]

仲介人 所在地 堺市北区北花田町2丁28番地  
名称 有限会社 エイショウハウス  
代表者 代表取締役 浅 香 隆 一  
TEL 072-258-5315



# 駐車場賃貸借契約書

丸武北花田ビル駐車場 NO. ■

池田 克史様

平成28年2月1日～



# 駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地 堺市北区北花田町2丁56-1

名称（丸武北花田ビル駐車場）第 〇〇 号

車種及びプレートナンバー

賃料 1ヶ月 金10,000円也（消費税別途）

礼金 金 〇〇〇 円也

上記につき貸主を甲・借主を乙として、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は平成28年 2月 1日より平成30年 1月31日迄の2年とする。但し期間満了の場合、甲乙合意の上契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料は毎月末日までに翌月分を甲指定の銀行口座に振り込みにより支払うものとする。万一、1ヶ月でも滞納した場合は甲は催告を要せず本契約を解除することができ、乙は即時に駐車場区画を明け渡さなければならない。
- 第3条 公租公課の増税、物価の変動又は近隣相場等に応じて賃料増額理由が生じた時は契約期間中においても甲乙合意の上賃料の改定ができるものとする。
- 第4条 車は契約の区画以外に駐車しないこと。通路は常時十分に空け、他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は甲に無断で契約車両以外を置いてはならない。
- 第6条 乙が甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに契約を解約することができる。
- 第7条 駐車場は清潔に使用し、消防法その他法令等により危険物として指定された物件の持ち込をしたり、定位の境界を侵したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第8条 甲の責任に基づかない現場においての天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第9条 乙及びその代理人・使用人・使用者・同乗者その他関係者等の責に帰すべき事由により駐車場及びその施設・駐車場内の他車に損害を与えたときは、乙は速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、甲3ヶ月乙3ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に駐車場を明け渡すこと。

特約条項

- 一、契約最終月の賃料については日割精算は行わないものとする。
- 一、車庫証明の交付を受けた借主は、移転先駐車場の車庫証明書の写しや廃車証明書などを解約後遅滞なく提出すること。提出が遅滞した場合は契約が継続中とみなし、引き続き賃料を支払う義務があることを借主は承諾する。
- 一、賃料振り込みにかかる手数料は乙の負担とする。
- 一、本件駐車場において、乙を含め満車になったときは、乙は甲及び管理人が行う清掃時や維持管理を行う業者が■番枠を一時使用することに協力することを約束する。

(振込先) 永和信用金庫 北花田支店 当座 ■■■■■ 株式会社 丸武道具堂  
カ) マルタケドウグドウ

本契約の証として本書2通を作成し甲・乙互いに署名捺印の上各自1通を所持する。

平成28年1月 2 / 日

貸主 住所 堺市北区奥本町1丁41-4 ■■■■■  
(甲) 氏名 株式会社 丸武道具堂 ■■■■■

借主 住所 堺市 ■■■■■  
(乙) 氏名 池田 克史  
TEL ■■■■■ ■■■■■

仲介人 所在地 堺市北区北花田町2丁28番地  
名称 有限会社 エイショウハウス ■■■■■  
代表者 代表取締役 浅 香 隆 一  
TEL 072-258-5315 ■■■■■

様式第11号 (第6条関係)

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-1		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月10日	107,435円		振替 ミツバシUFJエス
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
75 % 9260 円 (按分率の根拠)			
事務所使用状況に準じる			
(その他)			
事務所電話代 (回線使用料含む) (2 月分)			
支払額 107,435 円のうち 12,347 円を按分 (利用明細書添付)			

# MUFGカードご利用明細書



平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。  
池田 克史様の  
ご利用明細をご案内申し上げます。

<http://cr.mufg.jp>

発行日 令和 5年 5月10日

お支払日 令和 5年 4月10日

三菱UFJニコス株式会社  
〒812-8607  
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル  
福岡事務センター

当月お支払合計額	当月ご請求額	107,435円
107,435円	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	107,435円

会員番号 [REDACTED]  
金融機関名 りそな銀行  
支店名 堺東支店

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Aコース
手数料率	15.000%

お問い合わせ先  
MUFGカードコールセンター  
0570-050535 または 03-5489-6165

## ご請求明細

ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残高(円)	ご請求金額(円)	内訳			当月お支払残高(円)
					元金(円)	手数料(円)	限度超過額(円)	
通常払い				107,435				

## メッセージ

【住所変更手続きのお願い】 お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

## ご案内

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では24時間365日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

「大切なお知らせ」  
ちょっとした油断から、カードを盗まれて悪用されるケースがあります。「カードはいつも車の中に保管」「カバンを網棚にのせて籠車で居眠り」は、特に注意！  
カード管理には十分に気をつけ、被害を未然に防ぎましょう！

インターネット上でのカード番号入力にはご注意ください！  
インターネット上でオンラインショッピングをご利用になる際は、契約内容をご確認のうえ、カード番号をご入力ください。  
カード会社がお客様に代わって解約や請求内容の訂正などを行うことはできませんので、ご注意ください。

巧妙な手口のクレジットカード詐欺被害にご注意を！！  
最近クレジットカード会社を装い、暗証番号などの情報をEメールで聞き出そうとするフィッシング詐欺が多発！インターネット上でEメールにより、暗証番号などの入力をお願いすることはありません。詐欺かな？と不審に思ったら冷静な対応を心がけてください。

お買物の際に暗証番号が必要となる場合があります！  
ICカード対応加盟店では、“暗証番号のご入力”を求められます。特に海外へお出かけになる場合は、暗証番号をご入力いただかないと、カードが利用できないこともありますので、出発前にご確認をお願いいたします。

海外でキャッシングをされる際、ATMから現金が出てこなかった場合には、すぐにATMを管理する銀行やセキュリティ会社に連絡し、その場で解決してください。なお、現金を受領できなかった証明書類を受け取っておくと、請求された場合にも安心です。  
※一部、キャッシングがご利用いただけないカードがあります。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。



請求額確定日 2023年 2月 14日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

( 1 / 1 ページ)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)
◆				
◇NTT西日本ご利用分 10,376	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	-1,790	光もっともっと割	2025年02月～2025年04月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	1月 1日～ 1月31日 電話番号 は072-253-2345	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	200	ナンバー・リクエスト利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	500	ボイスワープ利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	200	迷惑電話おこわり利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	200	複数チャンネル利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	100	追加番号利用料	1月 1日～ 1月31日	合 算
	232	ひかり電話 (通話料)	1月 1日～ 1月31日	合 算
	3,456	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	1月 1日～ 1月31日	合 算
	31	ひかり電話 (IP電話への通話料)	1月 1日～ 1月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	1月 1日～ 1月31日 2番号分	合 算
			のご請求となります。	
	943	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分 44	40	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	1月 1日～ 1月31日。0570 /0180等で始まる番号への通話料で す。	合 算
	4	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計) 10,420	10,420	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分 1,927	1,927	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計 12,347	12,347	合計		
		<NTTファイナンスからのお知らせ>		
		〇上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させて いただきます。		

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入権等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	資料購入費
整 理 番 号	4-2
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p>2023年04月10日 107,435円 [REDACTED] 振替 ミツバシUFJコア</p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
100% 4,200円 (按分率の根拠)	
<p>(その他) 新聞代 ( 3 月分) 支払額 107,435 円のうち 4,200 円を按分 (利用明細書添付)</p>	

# MUFGカードご利用明細書



平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。  
池田 克史様のご利用明細をご案内申し上げます。

<http://cr.mufg.jp>

発行日 令和 5年 5月10日

お支払日 令和 5年 4月10日

三菱UFJニコス株式会社  
〒812-8607  
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル  
福岡事務センター

当月お支払合計額	当月ご請求額	107,435円
107,435円	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	107,435円

会員番号 [REDACTED]  
金融機関名 りそな銀行  
支店名 堺東支店

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Aコース
手数料率	15.000%

お問い合わせ先  
MUFGカードコールセンター  
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細					内 訳			当月お支払残高(円)
ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残 高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)	手数料(円)	限度超過額(円)	
通常払い				107,435				

## メッセージ

【住所変更手続きのお願い】 お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

## ご 案 内

お客様が気づかないうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では24時間365日体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があったり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

巧妙な手口のクレジットカード詐欺被害にご注意を！！  
最近クレジットカード会社を装い、暗証番号などの情報をEメールで聞き出そうとするフィッシング詐欺が多発！インターネット上でEメールにより、暗証番号などの入力をお願いすることはありません。詐欺かな？と不審に思ったら冷静な対応を心がけてください。

「大切なお知らせ」  
ちょっとした油断から、カードを盗まれて悪用されるケースがあります。「カードはいつも車の中に保管」「カバンを網棚にのせて電車で居眠り」は、特に注意！  
カード管理には十分に気をつけ、被害を未然に防ぎましょう！

お買物の際に暗証番号が必要となる場合があります！  
ICカード対応加盟店では、「暗証番号のご入力」を求められます。特に海外へお出かけになる場合は、暗証番号をご入力いただかないと、カードが利用できないこともありますので、出発前にご確認をお願いいたします。

インターネット上でのカード番号入力にはご注意ください！  
インターネット上でオンラインショッピングをご利用になる際は、契約内容をご確認のうえ、カード番号をご入力ください。  
カード会社がお客様に代わって解約や請求内容の訂正などを行うことはできませんので、ご注意ください。

海外でキャッシングをされる際、ATMから現金が出てこなかった場合には、すぐにATMを管理する銀行やセキュリティ会社に連絡し、その場で解決してください。なお、現金を受領できなかった証明書類を受け取っておくと、請求された場合にも安心です。  
※一部、キャッシングがご利用いただけないカードがあります。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることができる場合があります。





〒012-0030 北花田町 〇〇〇〇

お名前 **池田 かつし事務所★ 様**  
北花田町 2丁56-1  
丸武北花田ビル 3F  
5年 3月分 振替

	誌名	部数	単価	金額	合計
1	読売新聞朝刊	1			4,200
2					
3					
合 計					4,200 円

◇左記の通り領収しました

領収日 年 月 日

自振りポイント継続中です。領収書は大切に保管しておいて下さい

読売センター北花田  
堺市北花田町 1丁51-1

TEL072-252-1912



領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	広報・広聴費		
整 理 番 号	4-3		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月20日	384,916円		振替 RL)コウワカビツ
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
75 % 276,303円 (按分率の根拠)			
紙面の内容が政務活動の他、政党・後援会活動のため 75 %とした			
(その他)			
市政通信配送代 (5942 通)			
令和 4 年 冬 号			
支払額 384,916 円のうち 368,404円分を按分 (明細書添付)			

# 次回口座振替のお知らせ

# (Information of Current Bill)

池田 克史市政事務所

御中

日本郵便株式会社



平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。  
料金後納ご利用額につき、2023年04月20日に、下記のとおり口座振替により  
お引き落としさせていただきますので、お知らせ致します。  
お手数ですが、2023年04月20日の前日までに、ご指定の口座へのご入金をお願い致します。

【お問合せ先】  
堺金岡郵便局  
電話：072-255-9992

ご請求番号 (Billing ID) 416920-1003618-00	次回振替額 (Total Amount Due) 384,916 円 (うち消費税相当額) 34,991 円	金融機関 りそな 堺東	発行日 (Date of Issue) 2023年 4月 6日
ご請求の内訳 (Billing Details) 2023/03/01~2023/03/31 料金後納ご利用額 384,916円			

上記口座振替日にお引き落としできなかった場合、別途お送りする請求書によりお支払いただきます（郵便局またはゆうちょ銀行でのお支払となります）。  
この場合、お客さまご利用の金融機関によっては、お支払期限経過後に請求書をお届けする場合がございますので、予めご了承ください。ご利用明細はWEBでご参照ください。

## 領 収 書 (Receipt)

発行日 2023年 4月 6日

お客さま氏名 (Customer)  
池田 克史市政事務所

御中

ご請求番号 (Billing ID) 416920-1003290-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2023/02/01~2023/02/28 料金後納ご利用額

領収金額 (Amount Paid) 4,492 円  
(うち消費税相当額) 406 円

金融機関 りそな  
堺東

右記、金額を 2023年 3月 20日付で

口座振替により領収致しました。

日本郵便株式会社



印紙税申告納  
付につき麴町  
税務署承認済

後納料金ご利用明細表 (日別)

大阪府堺市  
池田 克史池田克史市政事務所  
様

日本郵便株式会社  
連絡先 堺金岡郵便局

電話番号 0570-943-411  
担当

いつも、日本郵便をご利用いただきまして誠にありがとうございます。左記締め分のご利用代金は以下のとおりです。お客様のお控えをご確認の上、相違がある場合はご連絡くださいますようお願い申し上げます。

2023年 3月分

お客様番号

ご利用金額総合計

384,916円

ご利用の種別	ご利用通(個)数	割引前料金(円)	割引料金(円)	ご利用料金(円)
一般後納	6,073	384,916	0	384,916
着払	0	-	-	0
受取人払	0	-	-	0
その他	-	-	-	0
年間契約精算分	0	-	-	0
			金額合計	384,916

[年間契約精算分]内訳

[一般後納]割引前料金(差出日別)			[一般後納]割引料金内訳
日付	通(個)数	料金(円)	
1	0	0	
2	0	0	
3	0	0	
4	0	0	
5	0	0	
6	122	14,640	
7	0	0	
8	0	0	
9	0	0	
10	0	0	
11	0	0	
12	0	0	
13	0	0	
14	0	0	
15	0	0	
16	0	0	
17	2,856	177,116	
18	0	0	
19	0	0	
20	1,528	94,736	
21	1,560	96,720	
22	3	252	
23	0	0	
24	0	0	
25	2	168	
26	0	0	
27	0	0	
28	1	1,200	
29	0	0	
30	0	0	
31	1	84	
合計	6,073	384,916	





後納郵便物等取扱票 (お客様用)

頁  
1 / 1

お客様名 : 池田 克史 池田克史市政事務所  
 様  
 お客様住所 : 〒大阪府堺市  
 お客様電話番号 :  
 お客様番号 :  
 後納承認局 : 2001-416920  
 後納お取引番号 :

発行日時 : 2023年 3月21日 14:30  
 発行番号 :  
 〒100-8792 日本郵便株式会社  
 大手町2-3-1 堺金面郵便局  
 連絡先 :  
 電話番号 : 0570-943-411  
 取扱局 : 2001-416920

取扱日  
2023. 3. 21

項番	種別	特殊取扱	量目／サイズ	追跡番号	通(個)数	単価(円)	料金(円)	(割引種別)	摘要 (損害要償額) (円)
1	区内特別特特(定)BC				1,560	62	96,720		
40									
合 計							96,720		
						1,560通			ゆうパック引受合計個数 1,560個



堺市議会議員

## 池田かつし

維新のみ  
全員  
議員報酬5%+15%  
カット実施中!

謹賀新年



### プロフィール

- ◆大阪市立大学商学部卒業  
同大学院創造都市研究科  
修士課程修了
- ◆連続4期当選  
議会運営委員会 委員  
文教委員会 委員  
公共事業等関係費適正化  
調査特別委員会 委員長  
議会力向上会議 構成議員  
堺市同和行政協議会 会長  
第二のふるさとふれあい会 理事  
(堺府岡山人会 副会長)  
堺市陸上競技協会 顧問  
国際正道一空手連盟FIKA  
青雲会 顧問  
高野山真言宗 愛染院 檀家総代  
堺市北区倫理法人会 顧問  
堺高石青年会議所(JC)特別会員
- ◆盲学校元教師で視覚障がい者  
の父(全盲)と母(半盲)のもと  
で育ち、幼い頃から父の杖代  
わりとなり多くの障がい者らと  
接した経験から、常に社会的弱  
者の視点で不合理、不条理を  
無くすことを政治信条にする。

市政通信 ホームページ <http://ikekatsu.jp> 令和5年冬号

## たった1人の議員の削減さえ反対する堺市議会!!

大阪維新の会から「一票の格差」是正を提案しました。「一票の格差」是正は、国会においても衆議院小選挙区を「10増10減」する案が、自民・公明両党や日本維新の会、立憲民主、国民民主、社民党などの賛成多数で可決しました。堺市議会基本条例では、「議員定数については、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証するとともに、各選挙区において選出される議員1人当たりの人口の格差にも十分に配慮し、別に条例で定める。」とあり不段の見直しを求められています。

そこで、最新の令和2年の国勢調査に基づき、現行の定数48人を「一票の格差」が最も少ない47人に改め、堺区の定数を9人から8人に改めることを提案しました。しかし、またもや他会派から質疑、討論が一切無く反対され否決しました。我々は、本市の厳しい財政状態を考慮し、加えてコロナ禍で苦しい市民生活を鑑み、昨年2月に「身を切る改革」として7人の定数削減を提案しましたが、これまで同様に大阪維新の会以外の全会派が反対し否決しました。

堺市議会は、「身を切る改革」はおろか「一票の格差」是正のため、たった1人の議員の削減さえできないのでしょうか! 反対会派からは、定数削減は多様な民意を反映できなくなるなどの意見がありました。現時点において堺区と西区でそれぞれ1人の欠員が出ていますが、悪影響が出ていることなど聞いたことはありません。とって付けたような理由で反対することは許されません。

定数48人→47人(堺区定数9人→8人)を反対した政党・会派

→ 自民、公明、堺創志会(立憲他)、共産、長谷川俊英議員

### 堺市長選挙について

4月には、堺市議会議員などの統一地方選挙があります。また、堺市長選挙は6月実施に決まりました。「なぜ一緒にしないの!?!」多くの皆様からこのような意見をいただきます。堺市長選挙の投票率を約10%向上させる可能性があり、統一地方選挙と一緒にすることで経費が1.1億円も削減でき、その反面わずか数ヶ月の間に2度も投票所に行ってもらうことになるのです。ただ、この決定は堺市選挙管理委員会(堺市選管)だけに委ねられており、維新以外の自民、公明、立憲民主党所属の委員の反対でこのようになりました。そもそも、堺市選管は常日頃から投票率向上の啓発をしています。国が臨時特例法まで制定したにもかかわらず、有権者を愚弄した党利党略で許せません! なお、大阪維新の会からこの法案制定を求める意見書を提出した際には、維新以外の全ての政党・会派が反対するという堺市選管の判断と同様でした。

意見書を反対した政党・会派

→ 自民、公明、堺創志会(立憲他)、共産、長谷川俊英議員

### 令和5年 統一地方選挙スケジュール

	統一選	統一選
( )内は任期満了日	(4.6)	(4.29)
大阪府議会議員 [R5.4.29]	----->	----->
大阪府知事 [R5.4.6]	----->	----->
堺市議会議員 [R5.4.30]	----->	----->
	執行日予測	(6.8)
堺市長 [R5.6.8]	----->	----->

### 堺市選挙管理委員会

職名	氏名	所属政党
委員長	中井 國芳 (元堺市議会議員)	立憲民主党
委員長代理	星原 卓次 (元堺市議会議員)	公明党
委員	山口 博	自由民主党
委員	松井 利治	日本維新の会

## 「身を切る改革」の寄付総額が1億円超！



大阪維新の会は議員報酬の20%削減案を提案してきましたが、他党派の反対によって全て否決されてきました。そのため、20%削減分を被災地やウクライナ支援のため寄付を続けています。堺市は、竹山前市長のどんぶり勘定の市政運営の影響で危機的な財政状態を招き、抜本的な改革を実施し「真に健全な財政」を実現するため皆様にご協力をお願いしています。そのような中、大阪府内の議会で実質的に最高額となっている堺市議会の議員報酬は見直すべきです。

### 今なお居座り続ける女性団体

堺市立男女共同参画センター（センター）に係る行政財産目的外使用の不許可決定処分に対する審査請求の裁決について質疑しました。これは、堺市女性団体協議会（女性団体）が処分を不服とし審査請求を行い、昨年末まで事務所として許可し使用していたセンターの部屋について、これまで同様に令和5年3月31日まで使用を許可するよう求めたものでした。

女性団体は、センターに40年以上にわたり入居し続けています。この女性団体の前代表は、自民党の山口典子堺市議会議員です。確かに、男女平等・男女共同参画、女性の地位向上を目的としたこれまでの活動には敬意を表しますが、センターと女性団体は密接不可分の関係であるなど、既得権益化した我が物のように一方的な主張を展開するのは如何なものかと思えます。



鍵をかけ不法占拠

いずれにせよ、堺市としては本件審査請求を棄却すべきとの結論に至り、大阪維新の会としても棄却裁決が相当であるとし全会一致（山口議長を含む）で議決しました。なお、女性団体は行政財産の目的外使用許可が失効した今なおセンター内で居座り続けています。明らかに違法状態のため堺市は速やかに明渡しへの催告を行い、応じない場合は関係法令に則り強制執行も辞さない覚悟で臨むべきです。

### 堺市立男女共同参画センターの指定管理者も決定

センターの指定管理者が（株）セルボ彩を代表団体とする事業体に決まりました。これまでも堺自由の泉大学などを受託してきたセルボ彩ですが、本店には従業員が誰1人おらず電話は女性団体に転送されるなど営業実態が無く、指定管理者の代表団体としての経営管理能力に疑問を持たざるを得ません。したがって、適切に管理業務がなされているか、設定された目標等が達成されているかなどモニタリングを行うとともに、監査、業務・経理状況の報告を求めることや実地調査の実施、また経営状況の確認など市当局による指導・監督の徹底を求めました。

### ときはま線の渋滞解消へ

慢性的に渋滞が発生していた、ときはま線（府道大阪高石線）の南行き、北堺警察署前交差点の工事が完了しました。これにより左折専用レーンが新設され、直線専用レーンが2車線になりました。



**新年互例会** ふるってご参加ください

①2月 2日(木) 10時半～ 五箇荘東校区地域会館  
 ②2月 2日(木) 13時半～ 五箇荘校区地域会館  
 ③2月 4日(土) 10時半～ 百舌鳥校区地域会館  
 ④2月 5日(日) 10時半～ 五箇荘東校区地域会館  
 ⑤2月11日(土) 10時半～ 南花田町東町会館  
 ⑥2月11日(土) 13時半～ 蔵前町西会館

いづれも  
会費  
1,000円

※定員になり次第締め切りますので、申込みは早めにお願  
いたします。なお、アルコールの提供は無く軽食になります。

**サポーター会員募集**

この度、池田かつしの活動並びに財政面からもサポートしていただく会員を広く募集いたします。趣旨にご賛同していただきご入会していただけるよう宜しくお願いいたします。

【サポーター会員】  
1口… 1,000円  
1口以上何口でも結構です。

※政治資金規正法により、企業献金は禁止されております。個人によるご協力をお願い致します。  
 ※銀行振込にてお願いをしております。（各銀行の振込用紙をご利用下さい。）  
 ※なお、振込手数料は、ご本人様のご負担とさせていただきます。

**お振込先** リソな銀行 新金岡支店 普通口座0188450  
池田かつし後援会（イケダカツシコウエンカイ）

**ポスターを貼れる場所を探しています。**

ポスターは大・小あります。どうかご協力お願いいたします。

吉村 洋文  
池田 かつし

大阪は、ひとつになって豊かになる。  
**大阪維新の会**（日本維新の会）

堺市議会議員（北区選出）**池田 かつし**  
 <事務所>  
 〒591-8002 堺市北区北花田町2-56-1  
 TEL: 072-253-2345 FAX: 072-252-0015  
 E-mail: info@ikekatsu.jp http://ikekatsu.jp

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-4		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月20日	15,371円	振替	RL)リ-ジヤパン
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
50 % 7,685 円 (按分率の根拠)			
通常は事務所使用状況に準じ75%だが、市議会議員選挙関係の印刷も含まれる為、50 %とした			
(その他)			
コピー代			

# ご 請 求 書

(兼 振替予定金額のお知らせ)

591-8002  
堺市北区北花田町2丁56-1 3階  
池田克史市政事務所 様

ページ: 0001/0001  
発行日 2023年03月31日 請求No. 23034560083  
リコージャパン株式会社  
お問合わせ 請求書お問い合わせ窓口  
吹田市江の木町34-5 リコービル6F  
TEL: 0120-611-099 6010310 60123266  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



下記の通りご請求申し上げます。

お客様コード

2023年03月31日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額 (税込) 15,371 円

振替銀行	支店	種類	口座番号
りそな	堺東支店	普通	*****

2023年04月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月 日	商 品 名	伝票No.	数 量	単 価	お買上金額	消費税金額
		ご発注No.・備考		[税抜]		
03.22	RICOH MP Pトナー ブラック G2503	752828	1	0	0	0
		設置先: 池田克史市政事務所				
03.26	MPC2503 パフォーマンスチャージ	931001			13,974	1,397
		03/20 シメ				
	お買上金額 合計		( 税込	15,371 )	13,974	1,397
	—	10%対象	( 税込	15,371 )	13,974	1,397
	—	その他	( 税込	0 )	0	0

【お知らせ】 弊社の適格請求書発行事業者登録番号は、T1010001110829 となります。

お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しておりますので詳しくは上記連絡先へお問合せ下さい。

■ サービス料金計算明細

<伝票No. 931001 >

・トナー込み契約です。

MPC2503SP 機番: 641705	今回検針内容	前回検針内容	ご使用カウント
	3月20日	2月20日	
モノカラー総出力	71,722 ｶﾝﾄ	70,172 ｶﾝﾄ	1,550 ｶﾝﾄ
フルカラー総出力 ①	7,300 ｶﾝﾄ	6,877 ｶﾝﾄ	423 ｶﾝﾄ
フルカラーコピー (①-②)	1,003 ｶﾝﾄ	954 ｶﾝﾄ	49 ｶﾝﾄ
フルカラープリント ②	6,297 ｶﾝﾄ	5,923 ｶﾝﾄ	374 ｶﾝﾄ

パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		1,550ｶﾝﾄ	
控除 2%の控除カウント		31ｶﾝﾄ	
請求カウント		1,519ｶﾝﾄ	
1 - 1000 /月	3.4円	1,000ｶﾝﾄ	3,400円
1001 - 2000 /月	2.9円	519ｶﾝﾄ	1,505円
フルカラーコピー		49ｶﾝﾄ	
控除 3%の控除カウント		2ｶﾝﾄ	
請求カウント		47ｶﾝﾄ	
1 - 1000 /月	24.8円	47ｶﾝﾄ	1,165円
フルカラープリント		374ｶﾝﾄ	
控除 3%の控除カウント		12ｶﾝﾄ	
請求カウント		362ｶﾝﾄ	
1 - 1000 /月	17.7円	362ｶﾝﾄ	6,407円
7年目以降アップ額			1,497円
消費税等	13,974円	10%	1,397円
合計 (税込み)			15,371円

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	人件費								
整 理 番 号	4-5								
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)									
<p>領 収 証</p> <p style="text-align: right;">池田 克史 様 No. ....</p> <p style="text-align: center;">★ ￥102,000-</p> <p>内 訳</p> <table border="0"> <tr> <td>現金</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td>_____ /</td> </tr> <tr> <td>手形</td> <td>_____ /</td> </tr> <tr> <td>消費税額等( %)</td> <td>_____</td> </tr> </table> <p>但 3月分給与として</p> <p>令和5年4月25日 上記正に領収いたしました</p> <p>堺市</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0;">収入印紙</div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 30px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div>		現金	_____	小切手	_____ /	手形	_____ /	消費税額等( %)	_____
現金	_____								
小切手	_____ /								
手形	_____ /								
消費税額等( %)	_____								
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)									
75 % 76,500 円 (按分率の根拠)									
雇用状況報告書のとおり									
(その他)									
人件費 ( 3 月分給与)									

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-6		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月26日	5,539円		電話 070-7777-1111
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
50% 2,769円 (按分率の根拠)			
政務活動の他、私的利用等を含める為50%とした。			
(その他)			
携帯電話使用料			

Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号： XXXXXXXXXX  
Billing number  
請求月 2023年 3月分  
Month of Issue


発行日 2023年 4月 11日  
ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	** ご契約期間 1年 5ヶ月 ** 基本料 シンプルM [ 3月 1日～ 3月31日] 割引 おうち割 光セット (A) 通話料 シンプルM 月額料 スーパーだれとでも定額 (S) 割引 スーパーだれとでも定額 (S) (スーパーだれとでも定額 (S) 通話回数 531回) 無料 スーパーだれとでも定額 (S) 無料通話分 通信料 メール (MMS) @0円 816Pkt 通信料 データ通信 (3G) @0円 49873Pkt 通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 47694139Pkt (通信量合計 47744828Pkt [5.70GB]) 通信料 メール (SMS) 通信料 メール (SMS) (SBM/他社宛) 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (467円 × 100%) 月額料 割込通話 その他 ユニバーサルサービス料	2,980 -1,080 50,380 1,700 -1,000 -48,200 0 0 0 15 39 467 -467 200 2	10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%
	小計 合計 内課税対象額 10% 内課税対象額 計 消費税等 10% 消費税等 計 ご請求金額 (税込金額 計 10%)	5,036 5,036 5,036 5,036 503 503 5,539 5,539	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のIPをご参照ください。 <https://www.tca.or.jp/> ( 1/ 1頁)  
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy Y!mobileの契約内容照会よりご確認ください。  
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。  
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-7		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月27日	13,200円		振替 SMBC(アスカ)
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
75 % 9,300 円 (按分率の根拠)			
事務所使用状況に準じる			
(その他)			
ラベルシール1			
12面1袋22シート入り×8袋			



# アスクルご請求書

2023年03月31日締切分

591-8002  
大阪府堺市北区  
北花田町2-56-1



お問い合わせ番号

池田かつし市政事務所

様

C1 343169# 00001/00001 U A



00503537 C11-U1

アスクル担当販売店  
株式会社一貫堂  
大阪支店  
大阪府大阪市中央区  
本町3-5-2  
辰野本町ビル8F



476625 007

TEL: 0120-600-406

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

当月ご請求額

13,200円

うち消費税等 ( 1,200円)

TEL: 072-253-2345

FAX: 072-252-0015

お買い上げいただきましてありがとうございます。  
記載の通り、ご請求申し上げます。

お支払い日 ▶ 2023年 04月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関 ▶ りそな銀行  
支店 ▶ 堺東支店  
お引落 口座 ▶ 普通 普通 普通  
伊が かつ

対象期間 2023/03/01 ~ 2023/03/31

当月お買い上げ金額 13,200円

当月返品金額 0円

当月値引金額 0円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日	伝票番号	取引区分	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/ク
03/13	56267681	池田かつし市政事務所様分				お届け先変更	
657-113	ニチバン 両面テープ ナイスタック 屋外掲示用 幅30mm×		2	400	800		10.0
399-8546	アスクル マルチプリンタ ラベルシール ミシン目【あり】		8	1,550	12,400		10.0
				*小計*	13,200	池田様ご発注分	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-8		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月27日	3,960円		送金 IB カジイ
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
75% 2,920 円 (按分率の根拠)			
事務所使用状況に準じる 3/31が選挙期間の為、按分を50%にした			
(その他)			
廃棄物処理料 $3/1 \sim 3/30 = 127 \times 30 \times 75\% = 2857$ $3/31 = 127 \times 50\% = 63$			

〒591-8002 堺市北区北花田町2-56-1-303

請求書

23年3月31日 締切分

〒591-8011 大阪府堺市北区南花田町465番地

株式会社 シェイン

TEL 072-240-0820 FAX 072-240-0824  
振込先 永和信用金庫北花田支店  
口座番号 当座

池田かつし 様  
御中

毎度ありがとうございます。  
下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	税込御買上額	消費税	税抜御買上額	今回御請求額	備考	
3,960	3,960	0	3,600	360	3,600	3,960		
振込日付	伝票No	品番	品名	数量	単位	単価	税抜御買上額	備考
03.31	054587	入金					3,960	
03.31		-	3月度 廃棄物処理月極 [池田かつし市政事務所]	1.00	月極		3,600	
			消費税				360	

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	事務・事務所費		
整 理 番 号	4-9		
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)			
2023年04月28日	109,788円		送金 IBカド外ドク
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)			
75%	7347円	(按分率の根拠)	
事務所使用状況に準じる 電気代+水道代の3/1~4/7は選挙期間の為、按分を50%に12.3			
(その他) 電気代 (3/10~4/7) .. 9,788円 水道代.. 1000円 7347			
家賃 (堺市北区北花田町2-56-1 (38㎡))、駐車場代 5 月分			
※家賃内訳: 賃料月額 70,000円+消費税 7,000円 3/10~3/30 = 372×2 (×75%) = 5859			
※駐車場代内訳: 月 額 20,000円+消費税 2,000円 3/31~4/9 = 372×8×50% = 1488			

## 池田かつし事務所様

100V電気メーターNo, 9335150

	前月指数		当月指数		使用料	
2023/3/10~2023/4/7	9739.4	KWh	9955.5	KWh	216.1	KWh
基本料金	6Kv		396	=	2332.8	円
0~120KWh	120	KWh	17.91	円	2149.2	円
121~300KWh	96.1	KWh	21.12	円	2029.6	円
301~1209KWh	0	KWh	23.63	円	0	円
基本料金+使用料	216.1				6511.632	円
燃料費調整	216.1		-4.76		-1028.636	円
再エネ促進賦課金	216.1		3.45		745.545	円
<b>A小計</b>					<b>6,229</b>	円

200V電気メーターNo, 798864

	前月指数		当月指数		使用料	
2023/3/10~2023/4/7	11219	KWh	11252	KWh	33	KWh
基本料金	3KWh				3175.2	円
使用料	33	KWh	12.95	円	427.35	円
基本料金+使用料					3602.55	
燃料費調整	33		-4.76		-157.08	
再エネ促進賦課金	33		3.45		113.85	
<b>B小計</b>					<b>3559</b>	円

A+B合計金額 9,788 円

水道代金 1000 円

総合計金額 **10,788** 円

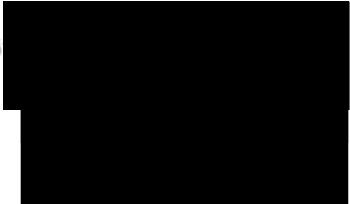
(株)丸武道具堂

TEL-072-251-4066

堺市北区奥本町1-41-4

領収書等貼付用紙

会派の名称・議員氏名 池田 克史

使 途 項 目	人件費
整 理 番 号	4-10
領収書等貼付欄 (複数枚の貼付は、不可)	
<p>領 収 証</p> <p style="text-align: right;">池田 克史 様 No. _____</p> <p>★ 4 62,000 -</p> <p>但 4月分給与として</p> <p>令和5年 4月 28日 上記正に領収いたしました</p> <p>堺市 </p> <p>収入印紙</p> <p>内 訳</p> <p>現金 _____</p> <p>小切手 _____ /</p> <p>手 形 _____ /</p> <p>消費税額等( %) _____</p>	
按 分 率 (按分による支出の場合に使用)	
75 % 46,500 円 (按分率の根拠)	
雇用状況報告書のとおり	
(その他)	
人件費 ( 4 月分給与)	